

月刊労務パー

ふとした疑問はここで解決！

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 23

精神疾患による患者数 300万人超

うつ病、認知症が著しく増加

「新型うつ」といふ言葉がメディアで頻りに取り上げられている現代において、精神疾患は「身近な病」として認識されるようになってきていると思われま

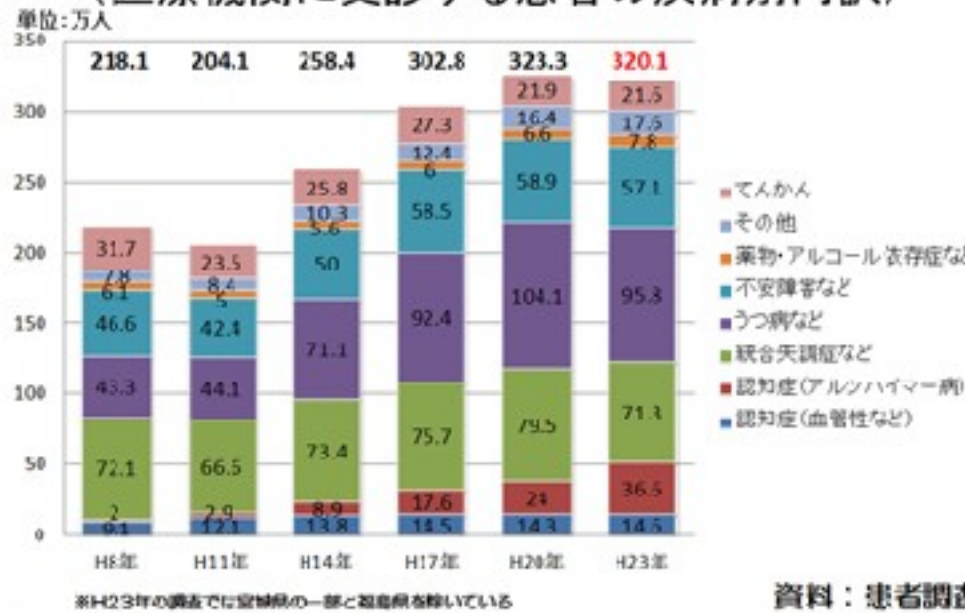
す。厚生労働省患者調査によると、うつ病や認知症など統合失調症、不安障害などが多くを占め、近年において

精神疾患者に対する労務管理

過度の時間外労働やパワハラ、セクハラ、劣悪な労働環境の放置など、会社側が精神疾患を引き起す要因を作っていないことは言うまでもありません。

精神疾患の患者数

（医療機関に受診する患者の疾病別内訳）



資料：患者調査

が著しく増加傾向にあるようです（図1参照）。当事務所でも精神疾患による健康保険傷病手当金支給申請書の作成依頼が最近増加傾向にあります。

厚生労働省 IPAD
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト
～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>
「こころの耳」で検索

平成25年度の協会けんぽの保険料率は、据え置きとなり、平成24年度の保険料率と変わりません。

健康保険料率	10.02%
介護保険料率	1.55%
厚生年金保険料率	16.766%



せることにより制度化しておく事が労務管理として重要な事だと考えます。とはいえ、一番重要なのは、日頃からメンタルヘルスに関する適切な知識を持ち、ストレスを溜めない生活を送ることです。厚生労働省のWEBサイト「こころの耳」では簡単なストレスチェックなどが可能となっているので参考にすることも良いかと思えます（図2）。精神疾患に限らず、病気や怪我により会社を休んでいる労働者は、将来の収入や生活について不安でいっぱいだと思います。健康保険傷病手当金は一年半で支給が終了します。障害年金の請求の可能性を探るのも重要なポイントです。

（社会保険労務士 柴田 幸春）

所長の一言

「他で勤めている人をアルバイトさせる場合、何か問題があるか」という質問がありました。法律にはたんに現実的ではない規定があります。労働基準法第38条では、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」とあります。例えば、A社で5時間、B社で3時間働けば、その日の労働時間は8時間と言いうことです。この存じの通り1日の労働時間は8時間と規制されており、それを超えて労働させる場合は、労使協定を締結して監督官へ届けなければなりません。また、時間外労働時間については賃金を割増で支払わなければならない。B社がこのアルバイトを4時間働かせてしまえば、1時間は割増賃金にしなければならないことになり、このようにしなければならぬという通達も随分昔にできています。B社が時間外協定を届け出た場合、割増賃金を支払わなければならないのでしょうか？A社で働いていることを知る由がなくても、違法とされるのでしょうか？多様な働き方の時代、形骸化しているのでは。

☆（所長 堀井 潤）



☆☆お知らせ☆☆

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの雇用保険料率は下記の通りです。本平成24年はと変更ありません。

① 労働者世帯の世帯収入（円/月）	② 標準自己志	③ 大卒者給付の率（円/月）	④ 高卒者給付率（円/月）	⑤ 雇用保険料率	
一括の小額	5万/1000	8.5/1000	5万/1000	8.5/1000	13.5/1000
標準小額	6万/1000	9.5/1000	6万/1000	9.5/1000	15.5/1000
高額小額	6万/1000	10.5/1000	6万/1000	4.5/1000	16.5/1000

ホームページURL **所長やスタッフのブログもあるよ!**
<http://www.horii-office.jp/index.html>

発行所 秋田県秋田野金町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を承ります。
©社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

